

USPTO、AI 関連発明に関するパブリックコメントの募集を開始

2019年8月27日
JETRO NY 知的財産部
柳澤、笠原

米国特許商標庁（USPTO）は8月27日付官報¹で、AI 関連発明に関するパブリックコメントの募集を開始した。これは、AI 関連発明についての特許審査の信頼性・予見性を向上させるために、USPTO がさらなる審査ガイダンスを策定する必要があるのかどうかを調査することを目的として実施するもの。

パブリックコメント提出の締め切りは、10月11日までとなっている。

USPTO は、8月27日付官報において、パブリックコメントを募集するにあたって特に関心のある事項として、以下のような質問・論点を提示している。

1. AI 発明を構成する要素とは何か
2. 自然人が AI 関連発明の着想に貢献するケースとしてどのようなケースがあるか、また、どのような貢献をした場合に当該自然人は AI 関連発明の発明者となるか
3. 自然人以外のものが発明の着想に貢献するケースなどを考慮した場合、現行特許法の「発明者」に関する規定は変更する必要があるか
4. 新たな発明を創造する AI に対して訓練を行った企業は、その発明の所有者になり得るか
5. 特許適格性に関して、AI 関連発明に特有の問題はあるか
6. 開示要件に関して、AI 関連発明に特有の問題はあるか
7. AI システムのなかには非常に予見性の低いものがあることを考慮すると、AI 関連発明の出願が実施可能要件を満たすためのベストプラクティスとはどのようなものか
8. AI は「当業者」のレベルに影響を及ぼすか
9. 先行技術に関して、AI 関連発明に特有の問題はあるか
10. AI 関連発明のために必要となる新しい知的財産保護形態はあるか
11. AI 関連発明の特許化に関して、USPTO が新たに審査すべき事項はあるか
12. 他の主要国の特許庁における AI 関連発明についての政策や運用で、USPTO の政策・運用に有益と考えられるものはあるか

（以上）

¹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-08-27/pdf/2019-18443.pdf>